

規 則

埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十七号

埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則

埼玉県文書管理規則（平成十三年埼玉県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第2種文書等（保存期間が10年の文書等）の項中13を14とし、12の次に次のように加える。

13 埼玉県財務規則第235条の規定により10年間保存するものとして会計管理者が定めるもの

附 則

この規則は、令和五年十月一日から施行する。